㈱ 伊 吹 工 務 店

協力業者への支払い規定

1. 請求書提出から支払いまでの日取りについて

請求書締切日

毎月月末

請求書 到着期限 支 払 日

翌月5日必着 (休日の場合は、前日まで) 同月25日 (銀行休日の場合は、次の営業日)

(注)原則として、請求書は、当社の指定用紙でお願いします。→A4用紙で提出 (ダウンロード可) http://www.ibuki-con.co.jp

- (注)請求書は、副・正2枚を必ず本社へ提出して下さい。
- (注)請求書は、持参・郵送共任意ですが、期限必着でお願いします。
- (注)請求書到着期限を過ぎますと、支払いは、1ヶ月繰下げになります。
- 2. 支払い内容について

支払い金額20万円以上の場合は、下記の区分にて支払いします。

手間請負業者 現金 100% 指定業者に限定

材工請負業者 現金 30% 手形 70%

材料納入業者 現金 20% 手形 80%

特別の事情があり規定に適合しにくい場合は、協議の上、割合を別途決めます。 手形期日は、支払日より120日(4ヶ月)です。

現金は、当社のりそな銀行より、各指定口座へ振込料差引いて振込致します。 新規業者の方は、取引口座開設依頼書の提出をして頂きますので、御連絡下さい。

手形は、支払日に本店にて、支払います。御来店下さい。 領収書は、手形額面を記載願います。 午前10:30~12:00 午後13:00~16:30 支払日(25日)厳守願います。

3. 月次出来高払いについて

契約工事 月次出来高払いは、当月出来高の90%とします。

最終支払いは、工事完了より、1ヶ月据置きします。

消費税は、月次出来高に係る金額を支払います。

未契約工事 出来高査定の80%支払いとします。

雑工事 10万円以内は、100%支払います。

(注)契約工事保留分(10%)についても、最終請求書の提出が必要です。

4. 安全衛生協議会について

1回の取引金額が10万円以上の場合は、安全衛生管理の推進を目的とする、安全衛生協議会の賛助会費として、お取引金額の1000分の1を控除の上、支払いさせて頂きますので、御了承下さい。